

三田市フラワータウンまちづくりプレーヤー発掘・育成支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市フラワータウンまちづくりプレーヤー発掘・育成支援事業業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。なお、本事業は令和5年度予算成立を前提としており、予算が成立しない場合は事業が実施されない可能性があることに留意すること。

1 概要

(1) 業務名

三田市フラワータウンまちづくりプレーヤー発掘・育成支援事業業務委託

(2) 業務目的

三田市フラワータウンでは人口の減少、少子・高齢化の進展に伴い、様々な問題が急速に顕在化することが懸念されている。こうした背景から、フラワータウンが将来にわたって活力を維持し持続化できるまちを目指すため、令和4年4月に「三田市フラワータウン再生ビジョン」が策定された。

再生ビジョン推進のためには、まちづくりを自分事として捉え、まちづくりの担い手となり得る新たな主体を発掘・育成することが必要である。そのための仕組みづくりに向けたイベントやワークショップ等の取り組みを通し、将来のフラワータウンにおけるまちづくりの担い手（プレーヤー）発掘・育成のモデル構築に向けた提案を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「三田市フラワータウンまちづくりプレーヤー発掘・育成支援事業業務委託仕様書（案）」に示すとおりとする。

(4) 本業務において提案を求める特定テーマ

①まちづくりの担い手の発掘・育成支援の実績やノウハウ、自社の強みについて
本件と同種または類似の業務（住民等を対象としたワークショップ及びイベントの企画または実施）での持続可能性の高い実績や本業務に活かせるノウハウ、強みについて具体的に説明すること。

②地域の住民等の興味関心を高め、持続可能な取り組みとするための工夫や考え方
事業実施に当たっては、地域の住民、団体、企業等の興味関心を高め巻き込んでいくことや、一過性ではない持続可能な取り組みとしていくことが重要であり、こうした点についての工夫や考え方について提案すること。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで（予定）

2 予算

本契約の見積限度額は4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※提案価格は、本業務の仕様書（案）の要件を満たす事業の実施にあたり必要な費用一式を含むものとし、必ず見積限度額の範囲内とすること。

3 実施方式

「公募型プロポーザル」とする。

4 日程

公募型プロポーザルによる候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内容	予定日
参加表明書の提出期間	令和5年3月10日（金）から 3月24日（金）17時まで
質問書の受付期間	令和5年3月10日（金）から 3月20日（月）17時まで
質問への回答期日	令和5年3月23日（木）17時まで （市ホームページに随時掲載を予定）
参加資格審査結果（選定・非選定）の通知	令和5年3月31日（金） （書面及びEメールで通知を予定）
提案書等の提出期限	令和5年4月12日（水）17時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	令和5年4月17日（月）
プロポーザル審査結果の通知	プレゼンテーション実施後、概ね1週間 以内（書面及びEメールで通知を予定）
以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。	

※各実施日は、事務の都合により変更される場合があります。

5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

（1）基本的要件

①三田市入札等参加資格者名簿に登録された者又は入札等参加資格者名簿に未登録の者で、次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者。

<プロポーザル参加のための確認書類>

法人	個人
商業登記履歴事項全部証明書	後見登記等に関する証明、破産に関する証明
法人税・消費税及び地方消費税の納税証明 （その3の3）※滞納がないことが確認できること	所得税・消費税及び地方消費税の納税証明 （その3の2）※滞納がないことが確認できること
財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）	直近の所得税青色申告決算書（一般用）
（共通）印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）	

※追加資料の提供を求める場合があります。

②市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者であること。

④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑤三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。

(2) その他要件

①過去3年以内（令和2年度から令和4年度）に本件と同種または類似の業務（住民等を対象としたワークショップ及びイベントの企画または実施など）を実施した実績を有すること。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること。

Eメール：tosi#city.sanda.lg.jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり、迷惑メール防止のため、「@」を「#」に置き換えています。

(2) 提出期限

令和5年3月20日（月）17時00分（必着）

(3) 提出先

三田市都市政策課

(4) 回答方法

質疑受付後、随時、本件の公告を行った三田市ホームページに掲載する。
最終回答期日は令和5年3月23日（木）17時00分を予定する。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書（様式1）※押印が必要	各1部
会社概要・実績（様式2）※会社の実績に関する欄は必要に応じて増やして記載すること。	
業務実施体制（様式3）	
業務（管理・担当）予定者の経歴等（様式4）	
業務（管理・担当）予定者の実績（様式5）	

(2) 留意事項

①実績は、サービス提供者として実施したものを対象とすること。

②記載した業務実績について、契約書、その他実施したことが分かる資料の写しを提出すること。また、業務（管理・担当）予定者がその作業を担当したことを証する計画書または報告書等の該当部分の写しを添付すること。

③様式4及び5については、様式3「業務実施体制」に記載した業務（管理・担当）予定者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和5年3月24日（金）17時00分

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5) 提出先

三田市都市政策課

（送付先情報は「14 問い合わせ先及び書類提出先」を参照）

8 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に提案書の提出を依頼する。結果通知は、令和5年3月31日（金）までに書面発送及びメール送信を行う予定である。

資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

なお、参加資格を有する者が5者以上あった場合は、本要領「11 審査基準」の(1)提案書の提出者を選定するための基準に基づく評価の合計点が高いものから提案書の提出者として3～5者程度選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合及び評価点が僅差の場合はこの限りでない。

9 提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数	
	正本	副本
企画提案書（様式6）※正本のみ押印が必要	1部	6部
実施方針・実施フロー・工程表（参考様式1）		
特定テーマに対する提案（参考様式2）		
見積書（様式任意）※正本のみ押印が必要		

(2) 留意事項

- ①文字サイズは10ポイント以上とすること。
- ②曖昧な表現は避け、実施することを明確に記載すること。
- ③見積書には、仕様書（案）のすべての仕様に係る費用の見積額を記載すること。
- ④提出書類は、表紙に社名及び押印された正本が1部、表紙を含む書類中に社名の記載がない副本（提案事業者を特定できないよう、事業者の称号又は名称、代表者氏名等をマスキング等すること。）が6部とする。また、提案書をPDFデータ化し、電子メールで

も提出すること。

(3) 提出期限

令和5年4月12日(水) 17時00分

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。

(郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)

(5) 提出先

三田市都市政策課

(送付先情報は「14 問い合わせ先及び書類提出先」を参照)

10 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 開催日

令和5年4月17日(月)

(2) 実施場所・開始時間

参加資格審査結果通知にて、9時から17時の間で通知する。

(3) 出席者

業務(管理・担当)予定者を含め、3人以内とする。対面によるプレゼンテーションを原則とし、出席者の一部に限りオンラインによる出席も認めるものとする。

(4) その他

- ①三田市はプロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンを用意する。プレゼンテーションが終わり次第、速やかに退室すること。
- ②新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、オンラインで開催される場合もあり得ることに留意すること。

11 審査基準

参加表明書及び提案書の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1) 提案書の提出者を選定するための基準」及び「(2) 提案書を特定するための基準」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

(1) 提案書の提出者を選定するための基準 計30点

分類	評価項目	評価内容	配点
サービス提供 経歴等 (30点)	過去3年以内の本契約と同種または類似の実績	配点は、①同種の実績が複数ある場合、②同種の実績がある場合、③類似の実績がある場合の順位で評価。	10点
	担当予定者の実績・能力	専門的なノウハウや知識を有し、本業務においても活かすことが期待できるか。	10点
	本契約の推進体制	本業務の推進に向けた万全の体制として期待できる体制であるか。	10点

・最低得点の設定なし。ただし、0点は失格とする。

(2) 提案書を特定するための基準 計100点

分類	評価項目	評価内容	配点
基本事項 (30点)	概要	本契約の背景や目的を理解し、基本的な方針をふまえた提案になっているか。	10点
	スケジュール	提案のスケジュールが実現可能であるか。	10点
	業務実施体制	業務を遂行するにあたり、適切な人員・組織体制となっているか。	10点
特定テーマ① (30点)	まちづくりの担い手の発掘・育成支援の実績やノウハウ、強みについて	事業の目的、趣旨に合致した持続可能性の高い実績やノウハウ、強みがあるか。	30点
特定テーマ② (30点)	地域の住民等の興味関心を高め、持続可能な取り組みとするための工夫や考え方について	地域の住民等の興味関心を高め、持続可能な取り組みとするための工夫や考え方が提案されているか。	30点
独自提案 (10点)	独自提案について	仕様書(案)に記載のある内容以外に効果的な提案があるか。	10点

・提案書を特定するための基準100点のうち、最低合格点数は6割(60点)以上とし、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ①特定テーマ①②に対する提案内容の合計得点が高い者
- ②参考見積書の金額が低い者

12 提案書審査・通知

提出された提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位である者を1者特定する。審査の結果は、すべての提出者に対して書面及び電子メールにより通知する。

提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。

(5) 提出期限以降における参加表明書、提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した業務(管理・担当)予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者に変更することについて、市の了解を得なければならない。

(6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面(様式任意)によりその旨届け出るものとする。

(7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ・参加資格要件を満たしていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
- ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ・提案の際に提出された見積書の金額が、見積限度額を超過した場合(消費税に注意)
- ・本件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本件に関する営業行為を行った場合

(8) 特定された提案書の内容については、内容を精査したうえで、当該契約の仕様書に反映するものとする。

(9) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上(三田市内に本社本店のある者については100分の3以上)の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(10) 提案書等の著作権等については、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

14 問い合わせ先及び書類提出先

三田市 まちの再生部 都市政策室 都市政策課
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
TEL: 079-559-5127
FAX: 079-559-7400
Eメール: tosi#city.sanda.lg.jp

※本資料をホームページに掲載するにあたり迷惑メール防止のため、「@」を「#」に置き換えています。